

錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務仕様書

1 警備業務期間及び時間並びに警備員人員等

令和5年7月20日（木）から令和5年9月1日（金）（43日間）

上記期間の午後5時から翌日午前8時まで（15時間）

常駐警備員は1名とする。

2 警備対象と警備範囲

(1) 警備対象

鹿児島市平川町1818番地

錦江湾公園キャンプ場

(2) 警備範囲

警備範囲は、警備対象全ての設備及び敷地とする。

3 警備方針

警備範囲内における火災、盗難、その他事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は迅速かつ的確に処置するとともに、損害を最小限にし、万全の警備を期し、キャンプ場の円滑なる運営に寄与する。

4 警備内容

警備についての業務は、次のとおりとする。

(1) 盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除

(2) 不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除

(3) 各出入口、管理棟並びに倉庫、蒔保管庫、便所、テント、水銀灯、放送設備、広場、駐車場、水道、各消火設備、貯水槽設備等の異常の有無の確認

(4) 火災発見と初期消火

(5) 事故発生時における消防署、警察署並びに公益財団法人鹿児島市公園公社の関係者への通報連絡

(6) 定時巡回（4回） 18時、21時、23時、6時

(7) 以上のほか、公益財団法人鹿児島市公園公社が指示する事項

5 警備方法

原則として徒歩で行う。

6 業務実施要領

別紙の警備業務実施要領による。

錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務実施要領

1 警備対象と範囲

(1) 警備対象

鹿児島市平川町1818番地

錦江湾公園キャンプ場

(2) 警備範囲

警備範囲は、警備対象全ての設備及び敷地とする。

2 警備方針

警備範囲内における火災、盗難、その他の事故を未然に防止するとともに、万一事故発生の際は迅速かつ的確に処置するとともに、損害を最小限に防止し、万全の警備を期し、以ってキャンプ場の円滑なる運営に寄与する。

3 警備内容

警備についての業務は、次のとおりとする。

(1) 盗難、放火、施設の破壊、その他不法行為者の発見と排除

(2) 不法侵入者、潜伏者、その他不審者の発見と排除

(3) 各出入口、管理棟並びに倉庫、薪保管庫、炊飯場、便所、テント、水銀灯、放送設備、広場、駐車場、水道等の異常の有無の確認

(4) 各消火設備の確認

(5) 受水槽設備の異常点検

(6) 火災発見と初期消火

(7) 事故発生時における消防署、警察署並びに公益財団法人鹿児島市公園公社の関係者への通報連絡

(8) 定時巡回（4回）18時、21時、23時、6時

(9) 以上のほか、公益財団法人鹿児島市公園公社が指示する事項

4 警備報告

(1) 警備日報（毎日、警備終了時に提出）

(2) 事故報告（事故発生時の都度）

(3) 委託業務処理実績報告書（9月5日まで）

5 警備担当者の服装等

警備従事者は、制服、制帽を着用し、次の装具を乙の負担において携帯すること。

(1) 警棒

(2) 携帯用消火器

(3) 懐中電灯

(4) その他必要と認められるもの

6 警備期間及び警備時間、警備人員等

警備期間は、令和5年7月20日午後5時から令和5年9月1日午前8時までとする。

警備時間は、午後5時より翌日午前8時までとし、常駐警備員は1名とする。

また、警備開始並びに終了時はその都度、公益財団法人鹿児島市公園公社に報告しなければならない。

7 協定事項

- (1) 電話及び待機室の使用について
- (2) 事故発生時の緊急連絡先について
- (3) 点検箇所及び巡回経路について
- (4) その他必要事項について

錦江湾公園キャンプ場夜間警備業務委託に係わる協定事項

1 電話及び待機室の使用について

警備員の電話使用は、警備業務上の連絡のみ使用し、私用には使用しないこと。
待機室は錦江湾公園キャンプ場管理棟とし、みだりに席を離れないこと。

2 事故発生時の緊急連絡先について

連絡順	氏名	電話番号
第1連絡先	錦江湾公園管理事務所	099-261-9833
第2連絡先	木元主幹	090-4346-2745
第3連絡先	公社本部事務局	099-221-5055

3 点検箇所及び巡回経路について

警備員に周知徹底させること。
巡回は原則として徒歩で行うこと。

4 申し送り及び引き継ぎ事項について

警備報告を行い、また引き継ぎの際、違漏のないようにし、6の警備員配置のとおり的確に行うこと。

5 キャンプ場進入禁止、ポールの施錠実施について

管理人より鍵を授受し、キャンプ場入口ポールの施錠を午後9時に実施し、開錠は翌朝午前7時とする。

6 警備員配置について

- (1) 警備員は心身強健、身元確実で十分な教育訓練を施されている者のうち、夜間警備業務に充分耐える警備員を配置し、キャンプ場という特殊な施設であることを鑑みること。
- (2) 警備員の配置転換は容易に行うことのないよう慎重を期し、実施にあたっては事前に協議すること。
- (3) 警備業務の実施にあたり、予め警備員の履歴を記載した書類を提出し、警備員の配置転換などの変更がある時も同様とする。